

マイナンバーカードの健康保険証利用で/ 過去の情報に基づく服薬指導が 受けられるようになりました！



顔認証付きカードリーダーで同意をすると、
初めての薬局でも、今までに使った正確な薬の情報や
ご自身の過去の受診歴・診療情報を踏まえた健康状況が薬剤師と共有でき※1、
健康・医療に関する多くの情報に基づいた、より良い服薬指導を受けることが可能となります。

患者ご本人の同意のもと薬剤師が閲覧できる情報

診療/薬剤情報

医療機関を受診した際の診療情報※2および薬局等で受け取ったお薬の情報※3です。

※2 医療機関名、受診歴、診療年月日、診療行為名（放射線治療、画像診断、病理診断、医学管理等、在宅医療のうち在宅療養指導管理料、処置のうち人工腎臓、持続緩徐式血液濾過、腹膜灌流、手術（移植・輸血含む）、入院料のうち短期滞在手術等基本料）などが対象です。

※3 注射・点滴等も含む薬剤情報です

特定健診情報

メタボ健診とも
呼ばれているよ。

40歳から74歳までの方を対象に、メタボリックシンドロームに着目して行われる健診結果の情報です。

※75歳以上の方の健診情報は、後期高齢者健診情報です。

同意画面のイメージ ※4

▼診療情報(手術)

過去の手術情報を当機関に
提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や
健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

▼診療(手術以外)/薬剤情報

過去の手術以外の
診療・お薬情報を当機関に
提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や
健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

▼特定健診情報

(40歳以上対象)
過去の健診情報を当機関に
提供することに同意しますか。

この情報はあなたの診察や
健康管理のために使用します。

同意する

同意しない

※1 同意に基づいて、薬局からオンライン資格
確認実施機関に特定健診情報等を照会し、薬局
へ提供されます。

※4 同意画面はイメージです。

マイナンバーカード 保険証

検索



限度額適用認定証の準備が不要になりました！

💡 限度額適用認定証とは？

窓口での支払が高額になる場合に、自己負担額を所得に応じた限度額にするために医療機関に提出する証類です。

💡 何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは

医療機関・薬局の窓口での支払いを
自己負担限度額までにとどめるためには、
事前に申請し「限度額適用認定証」の
準備が必要でした。

これからは

「限度額適用認定証」がなくても、
限度額を超える支払いが免除されます。

※ご加入されている医療保険がデータを登録していない場合には、これまでと同じ扱いとなります。

💡 医療機関・薬局に提供される情報は？

患者本人が医療機関での情報提供に同意すると、以下の情報が共有されます。

- 保険者番号
- 被保険者証記号・番号
- 枝番
- 限度額適用認定証区分
- 適用区分※1
- 交付年月日
- 回収年月日
- 長期入院該当年月日※2

※1 自己負担限度額を算出する際に適用する区分であり、被保険者等の標準報酬や前年度所得の水準に応じて設定されるものです。特定疾病療養受療証の特定疾病区分についても、本人の同意があれば医療機関・薬局で閲覧可能です。

※2 限度額適用・標準負担額減額認定証の交付対象者であれば医療機関に共有されます。